

地域密着型サービス事業所に対する実地指導について

(1) 実地指導について

介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、指導担当職員が介護サービス事業所を訪問して施設内の目視、書類確認及びヒアリングにより事業所の運営状況を調査の上、必要な指導・助言を行っています。

実地指導後は、指摘事項の改善状況を確認しています。また、主な指摘事項について集団指導により周知を行っています。

(2) 実地指導の回数

実地指導は、町田市が指定権限を有する介護保険事業所（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援）については、原則として6年に1回実施します。

【2025年度 実地指導の実施状況】

サービス種別		①実施件数 (見込)	②事業所数 (2025.4)	実施率 (①÷②)
地域密着型サービス合計(a)		27	111	24.3%
内訳	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	5	0.0%
	夜間対応型訪問介護	0	0	0.0%
	地域密着型通所介護	13	55	23.6%
	認知症対応型通所介護	4	17	23.5%
	小規模多機能型居宅介護	5	5	100.0%
	認知症対応型共同生活介護	5	25	20.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	3	0.0%
居宅介護支援(b)		15	103	14.6%
介護予防支援(c)		0	16	0.0%
都指定サービス合計(d)		10	410	2.4%
内訳	訪問介護	5	98	5.1%
	通所介護	3	75	4.0%
	福祉用具貸与	0	16	0.0%
	特定福祉用具販売	0	15	0.0%
	介護老人福祉施設	2	22	9.1%
	その他サービス（訪問看護、老健等）	0	184	0.0%
町田市指定サービス合計(a+b+c)		42	230	18.3%
全サービス合計(a+b+c+d)		52	640	8.1%

(3) 指導結果の公表

事業所ごとの指導結果については、町田市ホームページで公表しています。

(4) 主な指導事項

- ・ 地域密着型通所介護計画を作成しているが、利用日や利用時間を記載していない。（地域密着型通所介護）
- ・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族の同意を、あらかじめ文書で得ていない。（地域密着型通所介護）
- ・ サービスの実施状況及び目標の達成状況について、利用者又はその家族に説明していない。（認知症対応型通所介護ほか）
- ・ おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催していない。（地域密着型通所介護）
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会、業務継続計画にかかる研修及び訓練を実施していない。（認知症対応型共同生活介護ほか）